

長期使用製品安全点検制度

下記項目をクリック頂くと
該当ページに移動します。

長期使用製品安全
点検制度について

P.1

長期使用製品安全
点検制度における
対象者とその義務
と責務

P.1

世田谷製作所製
対象特定保守製品

P.2

所有者登録方法

P.3

特定保守製品の
点検までの流れ

P.4

点検(有償)について

P.5

長期使用製品安全点検制度が平成21年4月1日よりスタート

長期使用製品安全点検制度について

長期間の製品使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼす恐れが高い9品目の特定保守製品が指定され所有者、販売事業者、製造事業者等それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止する制度です。

※消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

長期使用製品安全点検制度における対象者とその義務と責務

特定製造事業者等

- (1) 経済産業局長への事業の届出
- (2) 設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
- (3) 製品への表示義務
- (4) 製品への書面及び所有者票の添付義務
- (5) 製品所有者情報の管理義務
- (6) 点検等の保守サポート体制の整備義務
- (7) 点検通知義務及び点検実施義務

特定保守製品取引事業者(販売事業者・不動産販売事業者・建物建築請負事業者等)

- (1) 所有者への引渡時の説明義務
- (2) 所有者情報の提供の協力責務

所有者(消費者・家屋賃貸人等)

- (1) 特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務
- (2) 特定保守製品の点検等の保守の責務

関連事業者(不動産取引仲介等、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者)

- (1) 所有者情報の提供の責務

世田谷製作所製対象特定保守製品

屋内式ガスバーナ付ふろがま(都市ガス用・LPガス用)

- ・特定保守製品には「特定保守製品ラベル」が本体に貼付されていますのでご確認ください。

特定保守製品	
型 式 名	TA-CS34B
特定製造事業者等名	株式会社 世田谷製作所
	東京都世田谷区玉川台2-1-14
製 造 年 月	2009年 4月
設計標準使用期間	10年間
点 検 期 間	2018年4月~2020年3月
問合せ連絡先	株式会社 世田谷製作所 営業部 管理課
	03-3707-5531

法施行前に製造された「特定保守製品」について

浴室内設置型

型式名及び商品名

CU-11	CU-16S	CU-126ST
DP-11	DP-50S	DP-75S
DP-12	DP-55S	DP-76S

浴室外屋内設置型

型式名及び商品名

C23	EB-11	FE15
CS31B	CS32B	CS33B
CS34B		

浴室内設置型は、型式ラベルの「製造年月」より8年を経過した製品

浴室外屋内設置型は、型式ラベルの「製造年月」より10年を経過した製品

上記年数が経過した製品が点検(有償)対象となります。

<例>

製造年月の見分け方

〇〇, 〇〇- ××
年 月

ふろがま(CF) <浴室外設置型>	
TA-CS32B	
都市ガス用	
13A	14.0kW
12A	13.0kW
〇〇, 〇〇- ×××××	
株式会社 世田谷製作所	

所有者登録方法

製品に添付されている「所有者票」でご登録ください。

所有者票の「所有者票(返信用)」にご記入いただき、ミシン目より切り取り返送してください。

「お客様控え所有者票」は大切に保存し、引越等で所有者情報に変更が生じた場合は「問合せ連絡先」へご連絡ください。

お客さま 記入欄		返信用
もれなくご記入の上、最後に『個人情報保護シート』を貼付して投函してください。		
※所有者情報は個人情報保護法に基づき管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用いたしません。		
※賃貸物件の場合は、所有者に代わり、管理会社の連絡先の記入でも可。		
フリガナ		
所有者氏名	(姓)	(名)
	(管理会社名)	
所有者住所	〒	—
	都・道・府・県	市
	区・都	番地
	(アパート・マンション名)	号室
	電話番号	—
製品の設置場所 (所有者の住所と違う場合は記入ください。)	〒	—
	都・道・府・県	市
	区・都	番地
	(アパート・マンション名)	号室
(アンケート)この製品の引渡し時に本制度について事業者から説明お受けましたか?		
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
※この所有者票の記入者 <input type="checkbox"/> お客様 <input type="checkbox"/> 代行者		

点検に関する問合せ連絡先

株式会社 世田谷製作所 営業部 管理課

受付時間

9:00~17:00(土曜日・日曜日・祝祭日は除く)

TEL 03-3707-5531

特定保守製品の点検までの流れ

(1) 法定説明

- ・販売事業者より、製品安全法(消安法)上所有者に求められる説明を受けてください。

(2) 所有者登録

- ・製品に同梱されている「所有者票(返信用)」の必須事項にご記入いただき返送ください。

(3) 点検通知

- ・弊社より点検時期になりましたら点検のお知らせを郵送いたします。

(4) 点検依頼

- ・点検依頼書に必要事項をご記入いただき返送ください。

(5) 受付

- ・弊社にて受付後、点検実施日はサービス会社より連絡させていただきます。

(6) 点検

- ・点検の実施

※点検は有償になります。

※点検の結果、修理が必要になる場合があります。この場合修理費用は別途お客様負担となります。

■ 部品の保有期間について

部品には「整備用部品」と「補修用性能部品」があります。

■ 整備用部品は、法定点検の結果整備が必要と見込まれる部品

整備用部品の保有期間

設置タイプ	特定保守製品区分	部 品	保有期間
浴室内設置型	半密閉燃焼式ガスバーナ付 ふろがま 密閉燃焼式ガスバーナ付 ふろがま	点火プラグ・スパーカーユニット ガバナ・電磁弁・過熱防止装置 残火空焚安全装置又は空焚安全装置 不完全燃焼防止装置 水圧応動装置(シャワー付のみ)	9年
浴室外屋内設置型	半密閉燃焼式ガスバーナ付 ふろがま	点火プラグ・フレームロッド イグナイター・不完全燃焼防止装置 過熱防止装置・ガバナ・電磁弁 空焚安全装置・フィン閉塞検知装置 風圧検知装置・漏電安全装置	11年

・保有期間は製造打ち切り後の年数です。

■ 補修用性能部品は、製品の機能維持のため必要な部品です。

保有期間は取扱説明書をご覧ください。

点検(有償)について

特定保守製品は、経年劣化により危害を及ぼす恐れがあるため製品の所有者は点検時期に点検(有償)を受けるなどの保守を行うことが消費生活用製品安全法で求められています。

点検料金について

- ・点検は有償でお客様のご負担となります。

点検料金は、以下の項目を合計した金額となります。

- (1)出張料・・・ガソリン代、車両償却費等
- (2)技術料・・・点検実施時間給、準備・移動時間給
- (3)その他経費・・・駐車料金・有料道路料金・特別費用等

2015年9月15日現在(税抜金額)

出張料金	片道20km以内	2,300円
技術料	15分以内	2,800円
	30分以内	4,700円
	45分以内	6,600円
	60分以内	8,500円
	75分以内	10,400円
	90分以内	12,300円
その他経費	駐車料金	実費
	有料道路料金	実費
	特別費用	製品落込設置等の特殊な現場の特別料金

※離島および遠隔地への交通費が発生した場合、別途料金を加算いたします。
※料金は予告なく変更する場合があります。

標準点検費用

浴室内設置、浴室外屋内設置ガスふろがま
2015年9月15日現在(税抜金額)

出張料	2,300円
技術費	8,500円
合計金額	10,800円

※点検時間を60分以内、その他経費なしの場合。
※点検作業は、平日9:00～17:00です。

ご注意

- ・この点検は、継続的な性能維持や故障予防を保証するものではありません。
- ・点検の結果、点検整備・修理が必要となる場合があります。この場合、点検整備・修理費用は別途お客様ご負担となります。